

 市の処理施設に搬入できるもの（自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託してください）

一般廃棄物

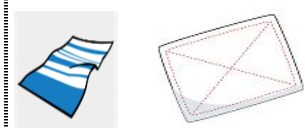
生ごみ
(残飯)



※水切りをしっかりとってください



割り箸



タオルや雑巾
(天然繊維に限る)



紙くず類
(リサイクルできない紙)



落ち葉や
草・小枝



丸太類
※直径10cm以内×
長さ60cm以内



木製家具
(テーブルや椅子)



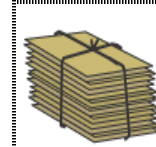
剪定枝
※直径3cm、長さ60cmまでのもの

※透明または白色系半透明の袋に入れてください。丸太類や木製家具、剪定枝は袋不要です。

資源物

リサイクル
棟へ搬入
可能なもの

雑がみ
・包装紙
・ティッシュ箱
・菓子箱
・シュレッダーダスト
・紙封筒 等
※紙以外の異
物を取り除く



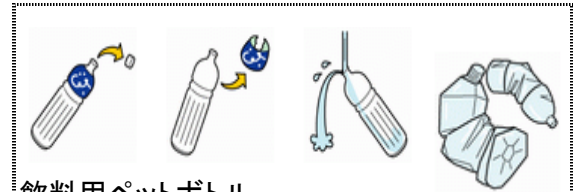
ダンボール



新聞紙・雑誌



飲料缶
※中を洗う



飲料用ペットボトル
※キャップとラベルをとって中を洗う

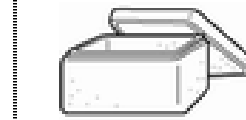
びん類(飲料びん・化粧品びんなど)
※ふたや中栓をとって中を洗う

 市の処理施設に搬入できないもの（産業廃棄物処理業者に依頼してください）

産業廃棄物

グリストラップにたまった
ごみ(廃油・汚泥)

調味料等が
入っていた容器
(ペットボトル・びん・缶)



発泡スチロール



油脂類



お皿やグラス



ラップ類



プラスチック製トレイや卵パック



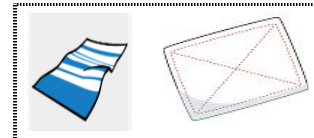
蛍光灯や電球



フライパン・鍋等



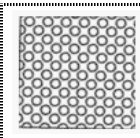
木製以外の家具(スチール棚など)



タオルや雑巾(合成繊維)



ポリバケツ
金属バケツ



梱包材

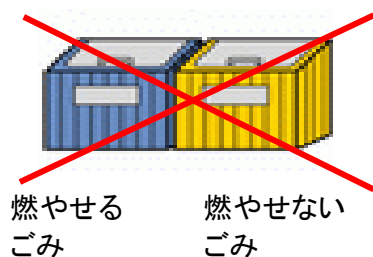


ビニル類・ゴム類

飲食店等から排出されるごみの分別は家庭ごみの分別とは異なります。

事業活動（飲食店、商店、事務所、営業所等）に伴い発生するごみは、量や質にかかわらず**ごみステーションには出せません。**

事業者自らの責任において適正処理をお願いします。



ごみを分別するゴミ箱・コンテナ等は「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の区別ではなく、**「一般廃棄物」「産業廃棄物」「資源物」**に区別してください。
（産業廃棄物についてはさらに細分化されますので、委託する産業廃棄物処理業者にご確認ください。）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月5日法律第137号）第3条で、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。

また、みだりにごみを捨てると法により、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金、又はこれらが併科されることもあります。

高崎市の処理施設（高浜クリーンセンターや吉井クリーンセンターなど）は一般廃棄物とリサイクルの搬入施設です。一般廃棄物をご自分で搬入するか、高崎市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託してください。また、産業廃棄物は産業廃棄物処理業者に委託し適正に処理してください。